



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 2 9 号 令和元年 1 1 月 2 9 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 4 3	公営企業の業務状況を公表する件	財政課

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	用語の定義の一部を改正する規則	
	人事記録に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	
	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則	
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
6	徳島県職員等（短期大学卒業程度，高等学校卒業程度）採用候補者名簿の確定	
7	徳島県警察官採用候補者名簿の確定	
8	採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第五百四十三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二の規定により、令和元年度上半期分の徳島県病院事業、徳島県電気事業、徳島県工業用水道事業、徳島県土地造成事業及び徳島県駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和元年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

用語の定義の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長

祖 川 康 子

用語の定義の一部を改正する規則

用語の定義（規則一 三）の一部を次のように改正する。

第一号及び第二号中「とは」の下に「、」を加え、第九号中「規定する条件付任用及び」の下に「法第二十二條の三に規定する」を加え、第十四号を第十五号とし、第十三号中「第六條」を削り、「（昭和二十三年法律第九号）」の下に「第六條」を加え、同号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

一 「会計年度任用職員」とは、法第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（規則三二二）の一部を次のように改正する。

第九条（見出しを含む。）中「臨時職員」を「臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四―九）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条」を「第二十二條の三」に改める。

第三条第一号中「第二十二條第二項」を「二十二條の三第一項」に改める。

第五十五條第二号を次のように改める。

二 会計年度任用の職

第六十七條第一項第二号を次のように改める。

二 会計年度任用の職

第六十七條第二項中「について」の下に「当該任用期間の最初の日の属する年度終了後、」を加える。

第七十一條に次の一項を加える。

5 会計年度任用職員に対する第一項及び前二項の規定の適用については、第一項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、前二項中「一年」とあるのは「職員の任期が満了する日」とする。

第七十二條中「次に掲げる場合において」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げるとき」に改める。

様式第六号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（規則四 一一）の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項」を「法第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項」を「法第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の範囲に関する規則（規則六 一）の一部を次のように改正する。

第二条中「（任用期間の定めのある職員を含む。）」を「（会計年度任用職員を除く。

）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第十六条第四号を削り、同条第五号中「法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可」を「専従許可」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条第二号中「（臨時職員又は非常勤職員を除く。）」を削り、同号口を次のように改める。

口 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の適用を受ける職員（以下「学校職員」という。）

第十七条第二号に次のように加える。

ハ 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の適用を受ける職員（以下「警察職員」という。）

ニ 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の適用を受ける者（以下「特別職の者」という。）

ホ 教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和四十年徳島県条例第三十四号）の適用を受ける職員（以下「教育長」という。）

ヘ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「技能労務職員」という。）

ト 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「企業職員」という。）

チ 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「病院事業職員」という。）

第十七条第三号中「（非常勤職員を除く。）」を削る。

第十九条中「常勤の職員、法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「職員」に、「もつとも」を「最も」に改める。

第二十条第二項第一号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第二十一条第一項第一号に次のように加える。

チ 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（他の地方公共団体の公務員を除く。）

第二十一条の二第二項中「トまでに掲げる者及び」を「チまでに掲げる者及び」に改める。

第二十二条第一号中「休職者。ただし、」を「休職にされている職員（」に、「除く。」を「除く。）」に改め、同条第二号中「から第五号まで、第八号及び第九号」を「第

四号、第七号及び第八号」に改める。

第二十六条第二項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

第二十七条第一項中「第二十一条第一項」の下に「（第一号を除く。）」を加える。

第二十八条第一項中「再任用職員」を「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」に改める。

第二十八条の三第一号中「休職者の」を「休職にされている」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六 一〇）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第一号中「第二条に規定する職員」を「第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六 二四）の一部を次のように改正する。
第十五条第四号を削り、同条第五号中「法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可」を「専従許可」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 大学院修学休業をしている職員

第十五条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十六条第二号中「（臨時職員又は非常勤職員を除く。）」を削り、同号口を次のように改める。

口 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）

第十六条第二号に次のように加える。

八 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の適用を受ける職員（以下「警察職員」という。）

二 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の適用を受ける者（以下「特別職の者」という。）

ホ 教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和四十年徳島県条例第三十四号）の適用を受ける職員（以下「教育長」という。）

ヘ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「技能労務職員」という。）

ト 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「企業職員」という。）

チ 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「病院事業職員」という。）

第十六条第三号中「（非常勤職員を除く。）」を削る。

第十八条中「常勤の学校職員、法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員（以下「再任用短時間勤務学校職員」という。）を「学校職員」に、「もつとも」を「最も」に改める。

第十九条第二項第一号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第二十条第一項第一号に次のように加える。

チ 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（他の地方公共団体の公務員を除く。）

第二十条の二第二項中「ト」を「チ」に改める。

第二十一条第一号中「休職者。ただし、「を「休職にされている職員）」に、「除く。」

」を「除く。」に改め、同条第二号中「から第五号まで、第九号及び第十号」を「、第四号及び第七号から第九号まで」に改め、同条第五号を削る。

第二十五条第二項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

第二十六条第一項中「第二十条第一項」の下に「（第一号を除外。）」を加える。

第二十七条第一項中「再任用学校職員」を「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）」に改める。

第二十七条の三第一号中「休職者の」を「休職にされている」に改める。

第二十九条第一号中「再任用短時間勤務学校職員」を「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員（以下「再任用短時間勤務学校職員」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条第二号中「（臨時職員又は非常勤職員を除く。）」を削り、同号口を次のように改める。

ロ 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）

第十九条第二号に次のように加える。

ハ 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の適用を受ける職員（以下「学校職員」という。）

ニ 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の適用を受ける者（以下「特別職の者」という。）

ホ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「技能労務職員」という。）

ヘ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「企業職員」という。）

ト 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「病院事業職員」という。）

第十九条第三号中「（非常勤職員を除く。）」を削る。

第二十一条中「常勤の警察職員、法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された警察職員（以下「再任用警察職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占める警察職員（以下「再任用短時間勤務警察職員」という。）を「警察職員」に、「もつとも」を「最も」に改める。

第二十二条第二項第一号中「及び第四号」を削る。

第二十三条第一項第一号に次のように加える。

ト 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（他の地方公共団体の公務員を除く。）

第二十三条の二第二項中「へ」を「ト」に改める。

第二十四条第一号中「休職者。ただし、「を」休職にされている職員（「に」、「除く。」を「除く。」）に改め、同条第二号中「第四号、第七号及び第八号」を「第六号及び第七号」に改める。

第二十八条第二項第一号中「又は第四号」を削る。

第二十九条第一項中「第二十三条第一項」の下に「（第一号トを除く。）」を加える。

第三十条第一項中「再任用警察職員」を「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五

。第一項の規定により採用された警察職員（以下「再任用警察職員」という。）「」に改める

第三十条の三第一号中「休職者の」を「休職にされている」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める

第十五条の見出し中「臨時的に任用される職員及び」を削り、同条中「臨時的に任用される職員の勤務時間は、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内において、」及び「の四分の三」を削り、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員の休暇等は、常勤職員に適用される休暇等の種類及び期間の範囲内において、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則七 四）の一部を次のように改正する。

第六条第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 法第二十九条の規定により停職にされていた期間及び法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- 三 休職にされていた期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされていた期間並びに教育公務員特例法第十四条の規定の適用又は準用を受ける職員であった期間及び結核性疾患にかかり、同号に掲げる事由に該当して休職にされていた期間を除く。）

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県人事委員会告示第六号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県職員（短期大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日	徳島県職員採用試験（短期大学卒業程度） 第一次試験 令和元年九月二十九日 第二次試験 令和元年十月二十五日、十一月五日及び七日	総合土木以下三試験区分 五名
徳島県職員（高等学校卒業程度） 採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日	徳島県職員採用試験（高等学校卒業程度） 第一次試験 令和元年九月二十九日 第二次試験 令和元年十月二十五日、十一月五日及び七日	一般事務以下四試験区分 十六名
徳島県市町村立小・中学校職員 （高等学校卒業程度） 採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日	徳島県市町村立小・中学校職員採用試験 （高等学校卒業程度） 第一次試験 令和元年九月二十九日 第二次試験 令和元年十月二十五日及び十一月五日	学校事務 六名

徳島県人事委員会告示第七号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称 及び施行年月日	採用候補者名簿に記載 されている採用候補者数
徳島県警察官採用候補者名簿	令和元年十一月二十二日	<p>警察官B（男性）採用共同試験 （徳島県志望者）</p> <p>第一次試験 令和元年十月二十日</p> <p>第二次試験 令和元年十一月八日、十四日及び 十五日</p> <p>徳島県警察官B（女性）採用試験</p> <p>第一次試験 令和元年十月二十日</p> <p>第二次試験 令和元年十一月八日及び十六日</p>	<p>四十二名</p> <p>二十名</p>

徳島県人事委員会告示第八号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和元年十一月二十二日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖川 康子

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（短期大学卒業程度）採用候補者名簿	平成三十年十一月八日
徳島県職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	平成三十年十一月八日
徳島県市町村立小・中学校職員（高等学校卒業程度）採用候補者名簿	平成三十年十一月八日
徳島県警察官採用候補者名簿	平成三十年十一月二十二日